平成２２年（フ）第３８７号
長野市大字徳間1144番地　駒沢新町第二団地Ｂ―12
破産者　舟田　明子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０５号
京都市右京区西院三蔵町28番地７
破産者　岩井　孝次
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
兵庫県南あわじ市灘土生212番地
破産者　瀬田　眞樹
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第９３号
和歌山県田辺市上屋敷１丁目９番17号
破産者　森木　淑史
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２２７号
愛媛県松山市高野町57番地６
破産者　井上　浩二
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５１８号
愛媛県西条市樋之口90―４―301号、戸籍附票上の住所愛媛県松山市古川北１丁目24番６号
破産者　平田　幸治
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５９７号
愛媛県松山市北条辻581番地５
破産者　田村　邦弘
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６５１号
愛媛県松山市和気町１丁目428番地の４
破産者　西口　史訓
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３０１号
福岡県小郡市小郡1424番地１、申立時の住所福岡県小郡市三国が丘５丁目24番地
破産者　岩永　喜作
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５９３号
熊本市龍田町弓削562番地
破産者　松永みち子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０号
大分県日田市大字西有田205番地３の２
破産者　三笘　修一
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第８０号
大分県日田市大山町東大山1036番地
破産者　河津　富男
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第６４９号
宮崎県西都市大字右松1907番地１　コアコートファミールＣ―103号室、前住所宮崎県西都市有吉町２丁目７番地
破産者　片山　吉則
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３号
宮崎市佐土原町下田島9118番地プチメゾンＫ’ｓ・Ｗ棟１号、前住所宮崎市佐土原町上田島8514番地
破産者　黒木　和光
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４３号
宮崎市大塚町権現前882番地20
破産者　塩月たつ子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第６号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3523番地　那須サファリパーク
破産者　岩崎　正剛
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９号
栃木県鹿沼市深程1699番地５
破産者　金田由紀子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８号
栃木県真岡市久下田1521番地12
破産者　佐藤　友信
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２号
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目19番23号ニッケイ富士見101号
破産者　山下　憲一
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９号
栃木県宇都宮市竹林町308番地　パレス篠崎Ｂ棟201、前住所栃木県宇都宮市上戸祭３丁目２番23号
破産者　池谷佐智子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０号
栃木県鹿沼市茂呂1059番地11　アオキコーポ202号、前住所栃木県日光市湯西川601番地寮108号
破産者　小堀　能央
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係